

佐賀市審議会等の設置及び運営に関する指針

1. 趣旨

この指針は、本市における附属機関及び規則、要綱等により設置する委員会、協議会等（以下「審議会等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象となる審議会等

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関
- (2) 市民、有識者等から意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により設置する委員会、協議会等で、次に掲げる以外のもの
 - ア 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
 - イ 市職員のみで構成されるもの
 - ウ イベント等の実行委員会及びこれに準ずるもの
 - エ その他この指針の対象として適切でないもの

3. 審議会等の設置について

審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の審議会等と設置目的や事務が重複しないよう、必要最小限の設置とする。
- (2) 既存の審議会等又は他の行政手段の活用では課題の解決が不可能であり、又は著しく困難であること。
- (3) 設置目的が臨時的なものについては、可能な限り設置期間を明示する。

4. 審議会等の見直しについて

次のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討する。

- (1) 既に設置の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等に伴い設置の必要性が低下したもの
- (3) 定例的な報告や情報交換程度の形式的開催が主であるもの
- (4) その他廃止又は統合することに特段の支障がないもの

5. 委員の選任について

審議会等の委員の選任に当たっては、審議会等の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的、所掌事務等を踏まえ、広く各界各層から選任することとし、次に掲げる事項に留意する。ただし、法令等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

(1) 委員数について

審議会の活性化と運営の効率化を図るため、委員の数は、必要最小限の人数とする。

(2) 委員の年齢について

年齢構成に偏りがないうように配慮し、可能な限り青壮年層の積極的な選任に努める。

(3) 女性委員の選任について

「第四次佐賀市男女共同参画計画」に基づき女性の積極的な選任に努める。

(4) 委員の在任期間について

委員の在任期間は、10年を超えないものとする。

(5) 委員の兼任について

1人の委員が兼任できる審議会等の数は、5審議会等以内とする。

(6) 市議会議員の取扱い

市議会議員は、特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

(7) 市職員の取扱い

市の一般職の職員は、特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

(8) 委員の公募の推進

市民の市政への参加を推進するとともに、幅広い市民の意見を反映させるため、公募による委員を積極的に選任するよう努める。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 行政処分、不服審査に関して審議等を行うとき。
- ② 所掌事務が高度に専門的であるため、全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるとき。
- ③ その他審議会等の設置目的、所掌事務に照らして、公募が適当でない認められるとき。

6. 会議の運営について

審議会等の会議を開催するにあたっては、会議の招集回数、開催時期、開催場所等を十分検討のうえ、会議の効率的運営に努める。

なお、法令等に特段の定めがない場合は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して出席することができる。Web会議システムを利用した出席は、委員の本人確認ができた場合に出席として取り扱うものとする。

ただし、Web会議システムの利用において、音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

7. 会議の公開について

審議会等の会議は、佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程（平成17年佐賀市訓令第18号）第3条の規定により、原則として公開する。

なお、佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程（平成17年佐賀市訓令第18号）第3条第1号から第3号の規定により、会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に会議を視聴させてはならない。

8. 運用開始

平成25年4月1日

平成26年4月1日（平成26年3月27日改正）

平成28年4月1日（平成28年4月1日改正）

平成30年4月1日（平成30年4月1日改正）

令和2年6月1日（令和2年6月1日改正）

令和5年4月3日（令和5年4月3日改正）

令和7年6月1日（令和7年6月1日改正）